

非に ○斯理都斗用は、自後戸なり ○麻幣都斗 ○伊由岐多
賀比の伊は發語にて、行違あり、是の皇宮の殿の戸口に、よ
り伺ひて、彼方此方と、人目を避違ひて、竊にぬらふ狀を、云
るなり ○宇迦々波久斯良爾登は、窺はく不知となり、不知
を斯良爾と云ひ、古言よて、爾の奴の活轉なるべし、登は知
らぬこと登豆と云意なり、書紀には、此登てふ辭なくて、此
り ○美麻紀伊理毘古波夜、如此結めたるに、云云する者
のゐるをも、所知看さぬこと、て何の御心もなくて、坐ま
すことよと、深く危ぶみ、歎き奉る意自からこもりて、聞ゆ
るなり ○爲詠歌耳は、宇多袁許曾宇多比都禮、と訓べし ○
即不見其所如而は、由玖幣母美延受と訓べし、云云は、行
なり、然るを行末の省と心 ○忽失とは、此少女は、神にぞ坐
得て、エクエと書り、違へり ○忽失とは、此少女は、神にぞ坐

けむ、書紀には、於是大彦命異之間、童女曰、汝言何辭、對曰、
勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣、とあり

故大毘古命、更還參上、請於天皇時、天皇答、詔之、此者爲在山
代國、我之庶兄、建波邇安王、起邪心之表耳、波邇二伯父、與軍
宜行、即副丸邇臣之祖、日子國夫玖命、遣時、即於丸邇坂、居息
發而罷往、於是到山代之和訶羅河時、其建波邇安王、與軍待遮
各中、挾河而對立、相挑、故號其地、謂伊豆美、今謂伊豆美也、爾日
子國夫玖命、乞云、其廂人、先忌矢可彈、爾其建波邇安王、雖射不
得中、於是國夫玖命、彈矢者、即射建波邇安王而死、故其軍、悉
破而逃散、爾追迫其逃軍、到久須婆之度、時皆被追窘而、屎出懸
於禪、故號其地、謂屎禪、今者謂久須婆、又遮其逃軍、以斬者、如
鴨浮、於河、故號其河、謂鴨河也、亦斬波布理其軍士、故號其地、

謂波布理曾能字以音 如此平訖參上覆奏

請の麻衰須と訓べし、かの幣良坂にて、少女の詠ひと歌の趣を奏すなり○爲の於母布爾と訓べし○我之庶兄の我之の汝之を誤れるものと見ゆれば、那賀と訓べし、其故の建波邇安王の、大毘古命の兄弟なればなり○邪心の伎多那伎心と訓べし、凡て朝廷に忠なる心を清心とも明心ともいひ、不忠を穢心と云なり○表の斯流志と訓べし、書紀には、此事百襲姫命の申賜へるに依て、所知看たる趣なり○伯父の袁運と訓む、小父の義なり、和名抄に、伯父和名乎知とあり、此の大毘古命を指て、詔ふあり、書紀に、君の臣を叔父などのたまへる語見えたれど、崇め親みて、伯父此は殊に、實の大御伯父に坐すなり○宜行の由加勢と訓べし、由氣と延たる古語あり、建波邇安王を討に行けなり

○日子國夫玖命の名義の國平にやあらむ、此人姓氏錄には、彦國葺命と見え、國造本紀には、彦訓服命と見ゆ、伊邪河出たる、日子國葺郡都命の子か、若の孫なるべし○丸邇坂の、神名帳に、大和國添上郡和邇坐、赤坂比古神社あり、和邇村今もあり、那其の南方なり○居息翁の事、黒田宮段に見えて、其處に云り○和訶羅河の、泉川の舊名あり○待遮は、凡て待云云と云ること、古語に多し、佐閑の障なり、伎流の限なり、同意なり○各中、挾河而對立相挑は、中挾を、那邇爾於伎豆とよみ、對立を、牟伎多知豆と訓べし、さて各の相挑と、云へ係れり、互になり、挑の誘ひ動す意あり○伊豆美の、和名抄に、山城國相樂郡水泉、以豆郷ある是なり、河の川なり、津雜式に、凡、山城國泉河、樺井渡、瀬者云云と見ゆ、方葉古今其他の歌にも多く詠り○其廂人の、曾那多能比登と

訓べし、廂の軍防令に左右廂とありて、義解に、左右廂猶左
 右方也と云り、然れば何にまれ彼と此と、兩方にあること
 に附て、云言にて、輕き字なり。○忌矢の伊波比夜と訓べし、
 戰初、互に先、一矢を射交す式あり。○即射の師の伊阿豆
 豆と訓れたる宜し。○散の師の阿良氣奴と訓れたる宜し。
 ○久須婆之度の、和名抄に、河内國交野郡葛葉久須郷ある
 是なり、今も楠葉村ありて、須を濁り、波を清て呼なり、和こ
 名抄にも、葛字を書るの、中古より然呼しにや。
 の度の淀川にて、今も楠葉渡と云あり、河の向ひは ○被追
 窘而の勢米良延多斯那美豆と訓べし、良延の良禮の古言
 あり、多斯那牟の窮く困むを云。○又遮其迷軍の後より追
 官軍の中に、異道より前途へ廻りて、迎遮れるも、有しかる
 べし。○如鵜浮於河とは、前途を塞限られて、將爲方なきま

まに、河中に逃入て、水に浮漂ふ狀の鵜の如なりしと、云る
 なり、新者は、斬か、れと云むが如し、 ○鵜河の、此地、名物
 に見えず、今も聞えき、猶考ふべし。○波布理曾能は、和名抄
 に、山城國相樂郡祝園、波布郷ある、是あり、今祝園村、東西南
 神名帳に、祝園神社もあり、中古より、歌に詠る、柞山、柞社、は、
 考ふ、さて右の鵜河祝園の事等の、泉河より楠葉までの、中
 間にて有し事なれば、楠葉の事より、上に有べきかれども、
 其道窮たる、地の事を先、云て、其、中間の事を、立返りて、次
 に云るは、一の體なり、書紀には、鵜河の事あくて、知不得免
 叩頭曰、我君、故時人云云号叩頭之處、曰、我君と云ことあり、
 我君は神名帳に、山城國相樂郡和伎坐、天乃夫支賣神社と
 ある地なり、此社の、今大平尾小平尾兩村の間に、浦社と云
 ありて、其社、中に、浦出宮と申す社、是
 なり、和伎を浦に、とりなしたるなり

故大毘古命者隨先命而罷行高志國爾自東方所遣建沼河別
與其父大毘古共往遇于相津故其地謂相津也是以各和平
所遣之國政而覆奏。

所遣の麻氣斯と訓べし麻氣の令罷の切まりたる言にて
遣と同意あり万葉十七、安麻射加流比奈乎佐米爾等
大王能麻氣乃麻爾末爾出而許之などあるにて知べし○
與其父大毘古の上既に大毘古命者とあるに又如此云
る此は建沼河別の方を主とせたる文なればなり○相
津の和名抄に陸奥國會津阿比郡とある是あり會津耶麻
を總て會津四郡万葉十四に阿比豆禰能云云禰は峯また
古今六帖に心にもあらせわたりの會津川靈名を水に流
しつるかな後撰集別に君をのみ信夫の里へ往ものを會

津の山乃遙けきやなを○往遇の會津は今も東海道より
下る道と北陸道より下る道と行會ふ地あり今世東海道
は常陸國より陸奥に入り赤館白河などを經て會津に至
る又北陸道より下るは越後國より二道あり一は新發田
よりゆく是大道なり今さてかゝる遙の國にて父子の行
遇給へらむ互の情はいとこよなかるべし故其深き情と
顯さむがために上に言更に其父としも云るあるべし○
和平所遣之國政而此の歸化ふ者の懐け不服者をば
討て其國を平治むる事をいふさて政を和平と云ひ其政
を行ひたるを云るなり
爾天下太平人民富榮於是初令貢男弓瑞之調女手末之
調故稱其御世謂所知初國之御眞木天皇也
太平の多比良岐と訓べし○弓端の由波受と訓べし和名

抄に釋名云弓末曰彌、和名由美波數とあり、弓某と云類多
くハ美を省き
 て、由某と云例あり、故波受ハ弓末に在て、角また骨あを
 古くユハメと云り、以て造れる物あり、万葉十六に、鹿の言吾爪者、御弓之弓波
 受、と詠るハ、鹿の瓜かを以ても、造りしなるべし、箭にも
等と云
 り、處あさて此は、たゞ弓とのみ、云てあるべきを、弓端と云る
 ハ、言の文なり、○手末は、手佐伎と云むが如し、○調ハ、美都
 岐とよむあり、名義は、美ハ御にて、都岐ハ都具を、射言にな
したるにて、御供給なり、されハ俗言に、人に物を看給と云、
 都具と同言にて、續くる意なれば、御調とは、公に用ひ賜ふ
 諸の物を、下より供給奉る意の名なり、田租も、美都岐の内
 なれども、常には、田租の外に貢る種々の物を、美都岐と云
 り、此も然あり、万葉一に、山神乃、奉御調等、春部者、花插頭持

云云、此は、山の花黄葉を、山神の天皇に奉る御調と、云なせ
るなり、云もてゆけば、天下にあらゆる物は、信に皆神
の貢賜ふ、御なごあり、さて上代の調の御制ハ如何ありけ
 り、調なりけりむ、細なる事ハ知がたし、賦役令に、凡調絹絶絲綿布並隨郷
 土所出、正丁一人、絹絶八尺五寸、六丁成疋、絲八兩、綿一斤、布
 二丈六尺、並二丁成絢屯端、若輪雜物者云云、雜物の色目は、
此には畧けり
 次丁二人、中男四人、並准正丁一人、其調副物、正丁一人云云、
 京及畿内、皆正丁一人、調布一丈三尺、次丁二人、中男四人、各
 同一正丁、正丁とは、男の年廿一より、六十までを云、次丁は、
六十一より、六十五までを云、殘疾者とを云、中男ハ、
 十七より二十までを云、さて右の種々の物を、一人別に皆
 輪には非ず、或ハ絹、或ハ布、何にまれ、其土地より出る物を、
 一色づハ輪なり、雜物副物も、然なり、さて此に弓端之調と云は、弓以て射獲
 たる獸の肉、また其皮なごの類を、貢るを云り、上代には、常
に獸肉を食
 し、また其皮を、衣袴あごに爲しことども、多かりし故に、其を主として、如此は云るなり、
 但ハ男の調、上

代にも、弓を以て獲る物のみに限らざりけめども、女、手末
と云に對へて、如此云るハ言の文なり、手末之調は、女の手
して造れる物にて、絹布などの類を、貢るを云り、○稱は、多
多閑と訓む、大神官儀式帳に、厚廣事遠多々倍申とあり、言
の意ハ、水の満たるを、多々閑多理と云と同くして、言を至
極め、満足ハして、稱贊る意に、やあらむ、稱辭竟奉と云竟
も、其意なればなり、○所知初國ハ、波都久邇斯羅志斯と訓
り、此は師の、神武天皇を如此稱申して、更にまた此にも、如
此申せる故は、是より先には、いまだ服ハざりと、遙の國々
まで、初て皇化のゆき足はして、天下悉く太平ぬる、御世お
ればなり、と云れしが如し

又是之御世作依網池亦作輕之酒折池也

依網池ハ、河内國丹比郡の依羅郷にあるなり、今丹比郡池
ある池なり、○輕之酒折池ハ、此より外に物に見えず、

書紀には、作荊坂池反折池とあり、荊坂ハ輕坂にて、反折ハ
佐加袁理と訓べきか、若然らば、此記も輕之池、酒折池、ある
が、上の池、字の脱たるか、また書紀の
反、字ハ、坂
の誤か、又一本に、及とあるに依とさし、折池なれば、此記
も、酒字ハ池の誤か、はた書紀に、酒、左右に、互、紛はしくて、
字の脱たるか左、右に、互、紛はしくて、
定め難ければ、姑く本の隨に訓つ、さて此記、書紀、万葉等に、
輒地見えたり、此輕池
を、酒折池とも云しにや、
別にやあらむ、詳ならず

天皇御歲壹佰陸拾捌歲御陵在山邊道勾之岡上也

御歲壹佰陸拾捌歲ハ、書紀には、六十八年冬十二月戊申朔
壬子崩、時年百二十歳とあり、是に依れば、大御父天皇
の九年に、生ませるなり或書
には、百廿七とあり、舊印本、真福寺本、また一本などに、此次
に、戊寅年十二月崩と云、七字の細註あり

り、今の延佳本、また一
本に、無きも依れり。○山邊道勾之岡上、諸陵式に、山邊
道上陵、磯城瑞籬官御宇、崇神天皇、在大和國城上郡兆城東
西二町南北二町、守戸一畑とあり。大和國人の云く、三輪よ
本村と云處の七八町東の山ぎは、岩屋二ありて、各深さ
五六丈ある奥に、石柳あり、毎年十二月晦日の夜、自から
に、其上に燈ともり、また其外にも、あやしき事どもありて、
恐ろしき窟なりと云り、此若の崇神天皇景行天皇の二の
御陵には非るか、また荒木田久老云、柳本村より東の山ぎ
は、に、冢山二あり、其一是少し坂を上る所に在て廻りに池
あり云、今一は其山の東の上方に在て、此も同じ狀にて、
廻りに池もあり、山の上には、基石を敷覆へり、此二疑もな
く御陵と見えたりと云り、但此記に、崇神天皇の御は、勾
之岡上とありて、景行天皇の御は、たゞ道上下とのみわれ
ば、崇神天皇の御は、高き處もある方あるべし。○今
按に、今御陵墓課にて、定められたるも、柳本村とあり
山邊ハ、和名抄に、大和國山邊、夜万郡とある、是にて中昔ま
で、山邊と云地ありて、其地、各より郡、各にも成るなり、其山
邊と云地は、今の山邊郡の南より、城上郡へかけて、廣き地

名にて、此御陵の御も、景行天皇のあたり、城上郡に、属る地なる
なり、されば此御陵の山邊も、隣の郡、各の山邊と、本ハ一な
りけり、道勾之岡ハ、長谷の方より、山城國の方へ、往來ふ大
道にて、其大道の曲る處に在、故の名あるべし

伊久米伊理毘古伊佐知命。坐師木玉垣宮。治天下也。此天
皇。娶沙本毘古命之妹。佐波遲比賣命。生御子品牟都和氣
命。又娶但波比古多多須美知能宇斯王之女。冰羽州比賣
命。生御子印色之入日子命。印色ニ次大帶日子淤斯呂和氣
命。自淤至氣。次大中津日子命。次倭比賣命。次若木入日子命。五
又娶其冰羽州比賣命之弟。沼羽田之入毘賣命。生御子沼
帶別命。次伊賀帶日子命。又娶其沼羽田之入日賣命之弟。
阿邪美能伊理毘賣命。此女王。生御子伊許婆夜和氣命。次阿

邪美都比賣命ニ柱此ニ又娶大筒木垂根王之女迦具夜比賣命生御子袁邪辨王又娶山代大國之淵之女苅羽田刀辨此二字生御子落別王次五十日帶子王次伊登志別王伊登
以音又娶其大國之淵之女弟苅羽田刀辨生御子石衝別王
次石衝毘賣命亦名布多遲能伊理毘賣命凡此天皇之御子
等十六王男王十三女王三

此天皇ハ後の漢様の御謚を垂仁天皇と申す○師木玉垣宮ハ書紀には二年冬十月更都於纏向是謂珠城宮とあり師木と云ハ廣き名にてさて此宮ハ帝王編年記に大和國纏向也其内の地名なり云云纏向山より出て穴師村を経て西に流れたりまた此宮を大和志に在穴師村西と云り實に此邊なるべし○品牟都和氣命ハ下には本牟智和氣御子とあり御名の事彼處に云

べし○印色之入日子命の印ハ印惠崇神天皇の大御名の印と同トく色ハ磯城なるべし○大帶日子淤斯呂和氣命の帶ハ足にて游斯呂ハ押知なるべし○大中津日子命ハ書紀には大中姫命とありて皇女あり此事下に考あり倭建命の御孫に同名あり○倭比賣命ハ古語拾遺には天皇第二皇女母皇后狹穗姫とあり異なる傳あり○若木入日子命の木ハ城の意なり書紀に皇后日葉酢媛命生三男二女第一日五十瓊敷入彦命第二日大足彦尊第三日大中姫第四日倭姫命第五日稚城瓊入彦命とあり○沼羽田之入毘賣命の名義未思得沼羽田の地名など此比賣命の事ハ下に委く論ふべし○沼帶別命ハ書紀には鐸石別命とあり又ヲラシトヌラシト此命の事も下に論ふべし○伊賀帶日子命ハ書紀には她淳

葉田瓊入媛生鐸石別命與贍香足姬命とあり、日子と姫と
なり、かくて此記にも、書紀にも、次下
にまた、五十日帶日子王と申すあり
命の名義も末思得ず、是も丹波の地名にや此命の事も下に論ふべ
し○伊許婆夜和氣命ハ書紀には池速別命とあり、或書に
下野國室八島に居住すと云り、室八島と云り、池にて、中に
小島ありて、其池火氣ありて、常に烟の立けるとなり、今
は池の形のみありて、水もかれ、烟もたえずと云り、若し此
の如くならば、池と云御名は、彼池に依れるにや、知らず
續紀、姓氏錄、三代實錄あはれは、息速別命とあり、神名帳に、
陸奥國牡鹿郡伊去波夜和氣神社あり○阿邪美都比賣命
ハ書紀には、次妃前瓊入媛生池速別命稚淺津姬命とあり
○迦具夜比賣命の名義ハ、耀く意か、然らば、稱名なり、竹取
の、かぐや姫も、容顏をほめて、つけたる名なればなり○袁邪辨王の邪字ハ那の誤か、
應神天皇の御妃にも、袁那辨郎女と云あり、さて書紀には、

此皇子なり○山城大國之淵ハ、和名抄に、山城國宇治郡大
國郷あり、此地あるべし、淵ハ人、名あり○落別王ハ、書紀に
は、祖別命とあり、御名義ハ、意ハ大にて、知ハ例の稱名なり
○五十日帶日子王の、五十日ハ、殿の意なるべし○伊登志
別王の、伊の義未思得ず、登志ハ速なるべし、書紀には、贍武
別命とあり、舊事紀には、五十○石衝別王、次石衝毘賣命ハ、
建石別命とあり石ハ稱名あるべし、衝ハ千々都久倭比賣命の、都久と同意
なるべし、上官記書紀に引に、伊久牟利比古大王生兒伊
波都久和氣此ハ繼體天皇の御母、媛とあり○布多遲能伊
理毘賣命ハ、書紀仲哀天皇卷に、兩道入姫命とあり○男王
十三ハ、此中に初八柱ハ、皆命と記し、後五柱ハ、皆王と記せ
るハ、如何なる差にか

故大帶日子淤斯呂和氣命者治天下也御身長一丈二寸御次
印色入日子命者作血沼池又作狹山池又作日下之高津池
又坐鳥取之河上官令作橫刀壹仞口是奉納石上神宮即
坐其宮定河上部也

御身長の長ハ高と同言よて高さと云に同ト凡て物の長
云は立たる物に眼れる言にて横
に長き物に云はひがことなり ○一丈二寸ハ此登都惠
麻理布多伎と訓べし丈と云ハもと杖を以て物の長さを
度りしより出たる名なり万葉十三に杖不足八尺乃嘆と
よめり和名抄に秋都惠とあり寸ハ刻の意あり万葉にた
を玉刻春とも書てキに刻 ○御脛ハ和名抄に説文云脛脛
字を借れるにても知べし 也釋名云脛莖也言心似物莖也和名波岐とあり膝より下
を云かり ○四尺一寸ハ余佐加比登伎と訓べし尺ハ師説に

十量の約りたる名なり尺字の音と云れき ○血沼池ハ
和泉志に珍努池在日根郡野々村西廣三百三十畝相傳印
色入彦命所鑿今日布池と云り ○狹山池ハ和名抄に河内
國丹比郡狹山佐也郷あり今も丹南郡廣き邑あり池ハ河
内志に丹南郡狹山池在狹山村錦部郡天野小山田二溪瀧
于此爲池周廻一里許云々永祿中安見美作守者重修慶長
中片桐東市正因加修補と云り今も隠なく甚大なる池なり ○日下之高
津池ハ書紀に高石池とあれば此も津字ハ師の誤にもや
あらむまた日下之楯津と云もあれば高津とも云しも知
がたし此池今もわ ○鳥取之河上官ハ和名抄に和泉國日
根郡鳥取止々郷あり是地なり今も鳥取郷と河上ハ書紀
には菟砥川上官とありて宇度川の上なり和泉志に菟砥
河上官在自然

田村と云り、此村もさて諸陵式に、宇度墓、五十瓊敷、入彦命、鳥取郷の内なり。在、和泉國日根郡とあり、かゝれば此命の、此河上宮にぞ居住坐けむ。○壹仟口は知運と訓べし。○其宮とは河上宮を指て云と、師の云れたる、信に然り。○河上部とは、凡て古に某部と云る、屬甚多し、部の群と云ことにて、登母伴書りともも云、各部の長を、今世武家に某組と云に同じ、さて此河上部の書紀に、一云五十瓊敷皇子、居于茅渟菟砥河上、而云云。是時楠部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊檀部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并十箇品部、賜五十瓊敷皇子とある。此品部の、此皇子に賜ひて、河上官に屬たる、部々なる。故に十箇部を都て、河上部と云しあるべし。次大津日子命者、山邊之別、三枝之別、稻木之別、阿太之別、尾張國之三野別、告備之石无別、許呂母之別。

高皇祖之別、飛鳥君、次倭比賣命者、拜祭伊勢、次伊許婆夜和氣、王者、沙本穴、大部、次阿邪美都比賣命者、大神宮也、次落別王者、小月之山君、三川、次五十日帶日子王者、春日山君、高志池、次伊之衣君之祖也、登志和氣王者、因無子而爲二子、次石衝別王者、初咋君、三、次布多、遲能伊理毘賣命者、爲二倭建、命之后、山邊之別、大和國の山邊郡からむか。○三枝之別は、地名あるべけれど、何國とも詳ならざ。○稻木之別、地名あるべけれど、是も定めがたし、姓氏録に、稻城王生、公、出自垂仁氏の支別。○阿多之別、地も氏も考なし。○尾張國之三野なるべし。別、神名帳に、尾張國中島郡見努神社あり、此地なるべし。○吉備之石无別、和名抄に、備前國磐梨、伊波郡石生、奈須。

郷あり、此地なり。此、地名、此記に石无と書き、郡名も磐梨と

和名抄に、イハナスとあるは、漸後の唱なること、明らかきと

べし、无も梨もナスとは、訓がたけれなり。續紀廿六に、備前

國藤野郡人、藤野別真人廣虫女、藤野別真人清麻呂等、三人賜

姓、吉備、藤野、和氣、真人云云、別公、菌守等九人、吉備石成、別宿

禰と見え、此に別、真人、公などある別、戸には非ず、地名

なり、さて其地名は和名抄に、備前國磐梨郡、和氣郷あり、是

なり、また和氣郡あり、續紀に、養老五年四月、分邑久赤坂

二郡之郷、始置藤野郡、神護景雲三年六月、改藤野郡爲和氣

郡、延暦七年六月、和氣郡河西百姓、秋河西、建磐梨郡、許之と

あり、か、れ、姓の別、右の和氣郷より、出たる物に

て、其郷の中頃、藤野郡の内ありし故に、藤野別、真人など云

しを、後に彼郷名を取て、藤野郡を、和氣郡と改められ、又後

に、其郡を割て、磐梨郡を、建られたる故に、本の和氣郷、其

は、磐梨郡に属て、和氣郡と、姓氏錄、右京別、和氣朝臣、垂仁天皇

皇子、鐸石別命之後也云云とあり、さて姓氏錄に、此氏及上

と、此記の傳、と異にして、みな鐸石別命之後とあるを思ふ

に、此御世の御子たちの中に、書紀には、大中、姫命ありて、大

中津日子、命なき、大中津日子命と申す、沼帶別命の亦

名なるが、彼大中姫命と混ひて、別に一柱となり賜へるに

やあらむ、若然らば、此の書 ○許呂母之別、次に落別、王の

紀の傳を、正しとすべし。御末に、三川之衣君あり、彼と錯ひたる、傳には非るか ○高

巢鹿之別、地も氏も考なし ○飛鳥君、大和の飛鳥には、非し、別り考なし ○牟禮之別、攝津伊勢周防讃岐等の國

々に、牟禮てふ地、名、のあれども、何れとも定め難し ○拜祭

伊勢大神宮也とは、書紀に、二十五年三月、離天照大神於

豐耜姬命、託于倭姬命云云と見え、また大神宮儀式帳に、次

纏向珠城宮御宇、活目天皇、御世爾、倭姬内親王、遠爲御杖

代齋奉支云云とあり ○沙本穴、太部之別は、書紀、雄略天皇

卷に、十九年春三月、詔置穴穗部とあり、此、穴穗部の居住る

地の名にも爲し、姓にも負るなり、今世にも、此地此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

此なる、

名、處々にあり

大和國添上郡佐保に居住る氏にて、沙本とは云るにやあらむ○稻瀬毘古王の景行天皇皇子稻背入彦命と延佳云り然るべし御名義未思得○小月之山君の神名帳に近江國栗太郡小槻神社あり此地なり大和國高市郡にも小槻村あれど其には非山君とは山を守るに依れる姓なり姓氏錄在京に小槻臣垂仁天皇皇子於知別命之後也と見ゆ此の小槻山君氏なるが有し○三川之衣君の和名抄に參河國賀茂郡舉母古郷あり此郷今此地なり○春日山君は春日の居地なり大和の春日姓氏錄和泉別に山君垂仁天皇皇子五十日足彦別命之後也とあり○高志池君の地も姓も考なす○春日部君は和名抄に尾張國春日部加須郡あり書紀安閑天皇卷に火國また阿波國に春日部屯倉かとあり何國とも詳から

○子代は美古斯呂と訓べし此は天皇また后皇子等なと御子坐されば其御名を後世まで遺さむ爲に其御名を負せて某部と云を立置るゝあり故また御名代とも云なり書紀孝德天皇卷に二年春正月朔宣改新之詔曰其一日罷昔在天皇等所立子代之民云云とありて此御世に皆罷られにき彼御世より万の御制漢風に習ひ○伊登志部賜ひて古櫛の事ハ皆廢れにたり○伊登志部ハ諸本登志二字を脱し部字を都に誤て伊都と作り眞福寺本には伊都と作りされ登さて書紀安閑天皇卷に置阿那志二字の脱たること著し國膽年部屯倉とあり伊登志部の居住しより地名にも成れるなり其地に屯○羽咋君の和名抄に能登國羽咋比倉を置れたるなり郡羽咋郷あり此地なり姓氏錄右京別に羽咋公垂仁天皇皇子誓衝別命之後也とあり○三尾君の和名抄に近江國高

島郡三尾美平郷あり、此地あり、國造本紀に、三尾君祖石撞別

命とあり○爲ナリ倭建命之后ニとは、日代宮段に此、比賣命に

娶ムスまして、御子帶中津日子命を、生給ふとあり

此天皇以沙本毘賣爲后之時、沙本毘賣命之兄沙本毘古王問

其伊呂妹曰、孰愛夫與兄歟、答曰、愛兄、爾沙本毘古王謀曰、汝

寔思愛我者、將吾與汝治天下而即作八鹽折之紐小刀授

其妹曰、以此小刀刺殺天皇之寢、故天皇不知其之謀而枕

其后之御膝爲御寢坐也、爾其后以紐小刀爲刺、其天皇之御

頸三度舉而不忍哀情、不能刺頸而泣、淚落溢於御面、乃

天皇驚起、問其後曰、吾見異夢、從沙本方暴雨零來急治吾面

又錦色小蛇纏繞我頸、如此之夢、是有何表也、爾其後以爲不

應爭、即日天皇言、妾兄沙本毘古王問、妾曰、孰愛夫與兄、是不

勝面問故、妾答曰、愛兄歟、爾其後、吾與汝共治天下、故當殺天

皇云、而作八鹽折之紐小刀授、妾是以欲刺、御頸雖三度舉

哀情忽一起、不得刺頸而泣、淚落於御面、必有是表焉

沙本毘賣、日子坐王の御子なれば、天皇の御從父兄弟に

坐り○夫、此を哀と訓べし○孰愛、伊豆禮迦波斯伎と

訓べし、愛は万葉に、愛八師と詠り○八鹽折之紐小刀とは、

上卷なる、八鹽折之酒と考合するに、幾度もをり返しく、錯

治精熟鍛鍊たる謂にて、其刀の利きことを、云稱なり○寢

は、美涅麻世良牟袁と訓べし、寢賜ひたらむ時にと、云意な

り○御膝、和名抄に、膝脛頭也、比佐とあり○枕は、麻久良

伎豆と訓べし、万葉五に、比等能比射乃倍、和我摩久良可武

とあり、麻久良久とは、枕にするを云あり、盤をすを、カツ

じ言格 ○膝の下なる爲字、而を寫誤れるあるべし。○擧
なり。而、布理賜比斯加母と訓べし。布埋の振擧ることなり。
○不忍哀情、多開加豆雨とは、堪難くと云に同ト。○落溢
は、淤知那賀禮伎と訓べし。○沙本は、大和國添上郡なり。沙
本毘古王、此地に居住り、故かく御夢に、見給ふなり。○暴
雨は、字鏡に、凍暴雨波也。佐安女とあり。○錦色小蛇は、和名
抄に蛇姍、文字集畧云、蛇、文如連錢錦也。和名仁之木、借美と
あり。○以爲不應争、阿良曾波延士登於母富志豆と訓べ
し。○是不勝面問故、加久刀布爾波淤母加多受豆と訓べ
し。勝面は、天宇受賣神とある。面勝と同一く、兄の
如此差向て、直に問ふに、吾心強く面勝て、兄よりも夫得答
へざりきと、申し賜ふなるべし。

吉岡德明著

古事記傳略八之卷

第二十回

明治十七年十月十五日出版御届

定價金五拾錢

編輯人

茨城縣平民

吉岡德明

東京牛込區市ヶ谷藥王寺
前町四十番地

出版人

東京府士族

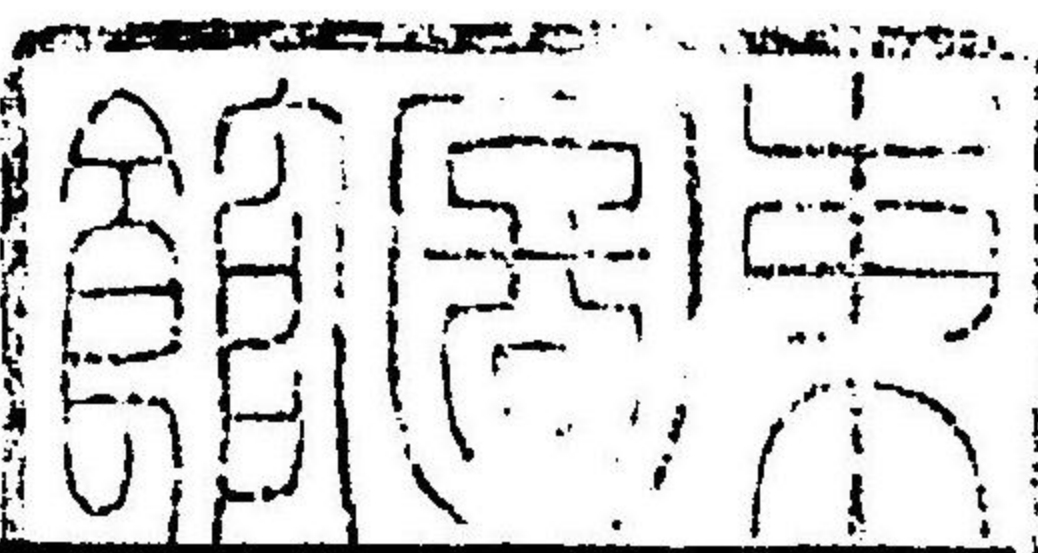
大關克

同小石川區小石川久堅町
百二十二番地

賣捌所

忠愛社

同京橋區八官町



爾天皇詔之吾殆見欺乎乃興師擊沙本毘古王之時其王
 作稻城以得戰此時沙本毘賣命不得忍其兄自後門逃出而納
 其之稻城此時其后妊身於是天皇不忍其后懷妊及愛
 軍至三年故廻其軍不急攻迫如此逗留之間其
 所姓之御子既產故出其御子置稻城外令曰天皇若此御
 子矣天皇之御子所思看者可治賜於是天皇詔雖怨其兄
 猶不得忍愛其后故即有得后之心是以選聚軍士之中力
 士輕捷而宣者取其御子之時乃掠取其母王或髮或手當隨
 取獲而掬以控出爾其后豫知其情悉剃其髮以髮
 覆其頭亦腐玉緒三重纏手且以酒腐御衣如全衣服如此設
 備而抱其御子刺出城外爾其力士等取其御子即握其
 御祖爾握其御髮者御髮自落握其御手者玉緒且絕握其御衣

者御衣便破是以取獲其御子不得其御祖故其軍士等還
來奏言御髮自落御衣易破亦所經御手之玉緒便絕故不獲御
祖取一得御子爾天皇悔恨而惡作玉人等皆奪其地故
諺曰不得地玉作也

殆は富登富登と訓べし万葉三に吾盛復將變やも殆寧樂
京師を不見か成なむ又十に保登穗跡妹に不相來にけむ
おとわり音の意の邊々にて其近き邊まで至る意なり○
擊の登理爾都加波須と訓べし○稻城の師説に凡て稻を
納置城の垣をも固くし溝を掘廻しなごして盜をど入が
たく構ふる物なる故に其稻城の如く固く構へたるを云
り日本紀に積稻作城とあり此説の如くなるべし○不
得忍其兄は曾能伊呂勢衰於母本志加禰豆と訓べし哥
塔が

たきことを忍びかねども多くよめれども○後門の斯理
此はなほ思ほしかねと訓かたまされり
都美加度と訓べし皇大宮の後方の御門を云あり○不忍
其后懷妊及愛重至于三年の曾能伎佐伎能向宇都久斯美
於母美斯多麻布許登母美登世爾那理奴流爾波羅麻斯豆
佐閑阿流許登袁伊登加那斯登於母本斯伎と訓べし抑も
の文は漢文に書れたれば文のまゝに訓てり古語になり
がたけれバ文には泥まらずて凡て意を得てよむべきなり
さて愛重の天皇の此后と愛み重み賜ふにて愛と重と
二あり至于三年とは昨日今日の事ならせ御交ひの年經
たる由なり書紀に依るに二年二月は皇后に○廻は夜須
良波志米都々と訓べし○不急攻迫の須牟夜那久母世米
賜波邪理伎と訓べし○天皇之御子は意富伎美乃美古と
訓べし○所思看者とは如久白給ふ所以は御母命の天

皇に背き奉、賜へるうへは、此御子を、棄て、皇子には爲し給ふまじき由も、ある故なり。○治は、袁佐米と訓べし。此は皇子として、收擧養育たまへと、云ことあり。○天皇詔の詔、字の衍なるべし。下ある文は、御言に非き、地詞なればなり。○雖怨其兄、其兄袁許曾、伎良比賜、閑禮と訓べし。怨の仇也。雖也と注せる意にて、怨敵あり、續紀の詔詞に、逆心と以て、朝廷と謀ごち奉る者あごと、怨敵として、棄退賜ふことを、伎良比賜ふと云り。○不得忍愛、伊登加那斯登、淤母本勢理、那禮婆と訓べし。加那斯てふ言、悲哀む意、また愛憐む意、また戀慕ふ意あど、皆兼て、不得忍の意も、自ら、在り、万葉に、可奈思伊毛乎、また伊母我、可奈思佐、また可奈之伎吾子などよめり。○有得后之心、曾禮延賜、波牟能美古々呂

坐伎と訓べし。曾禮の、其にて、后を指なり。○乃、掠取の掠は、奪取也と。加曾比と訓べし。常に加須米とも云。○豫の、阿良加士米と訓り、万葉に多かり、また加禰豆とも訓べし。万葉二に、如是有刀、豫知勢婆、また六には、豫兼而知者、と重ねても云り。○玉緒の、御手の、飾の玉を、貫料の緒あり。○服の、那勢理と訓べし。○抱の、万葉十四に、可伎武太伎とあるに依て、牟陀伎豆と訓べし。さて今如此、大后の、此御子を、御躬抱て、渡し奉賜ふを思ふに、上代には、賤きも、貴きも、凡て婦人産めば、即ち親抱て、其兒を、其父に示るぞ、定れる禮なり。けむ、さて上に、置稻城外とあるも、此と一なり。○御衣易破の、上には、先粗く云置て、此に細に云るなり。○御衣易破の、易字の、上、文と照して思ふに、且を誤れるなり。故麻多と訓り。○亦所纏の、亦字の、讀べからず、玉緒母と訓て、母に、此字

の意わり、上文とは、次第を變て、此には玉緒の事を、終に云
る、次に玉作人の事あるに、親く續けむとてな
り ○作玉人等の玉作斯人杼母と訓べし、此度皇后の御手
に、纏せりし玉を、造りし人等と云なり ○皆奪ハ、美那登理
賜比伎と訓べし、皆ハ、此度の玉作りし人等の領れる地皆
なり奪ハ、天武天皇紀に、没官とある是なり、官に取收給ふ
と云、續紀に、姓官冠を、取給ふと云こと、數多あり ○諺は、何
れも、物の譬に云ることにて、此は、賞を得むとて、爲たる事
に因て、返りて、罰を得くるが如き事の譬にぞ云ならばし
つらむ、此度の事をのみ云るならバ、地奪れしなどころ、云
べきに、不得としも云るは、然ることの、譬ならむか
亦天皇命詔其后、言、凡子名必、母名、何稱、是子之御名爾
答、日、今當、火燒稻城之時、而、火中、所生、故、其御名、宜稱、本
牟智和氣御子、又、命詔、何爲、日、足奉、答、日、取御母、定、大湯坐、若

湯坐、宜、日、足奉、故、隨、其后、白、以、日、足奉也、又、問、其后、日、汝所
堅之、美豆能、小佩者、誰解、美豆能、三、答、白、且、波比古、多多須美智
能宇斯王之女、名、兄比賣、弟比賣、茲、二女王、淨、公民、故、宜、使也、
然、遂、殺、其沙本比古王、其伊呂妹亦從也、

命詔の命、字ハ、令の誤あらむと師の云れたる、然るべし ○
母名は、波々那母都久流袁と訓べし、那母と袁と、都久流ハ、
名るなり、凡て子の名をば、其母の命しことハ、神代よりの
禮なりけり、豊玉姫のこと ○本牟智和氣御子は、上には、品牟
都和氣命とありて、都と智との差あるハ、通音にて、智とも
都とも、傳へたるにやあらむ、御名意は、本は火にて、牟智は
大穴牟遲なごの牟遲に同じかるべし ○御母は、美淤毛と
訓べし、乳母と云なり、オモと云は、兒を養育す事を、殊
人を凡て云稱なり、其中に、乳母は、殊

に主とある者なる故に、唯にオモとのみ云なり、また親母も、主と養育す者なる故に、オモとも云り。和名抄に、乳母、日本紀師説、女乃於止言妻妹也、事見彼書、唐式云、乳母、和名米乃止、辨色立成云、爛母、今按即乳母也、和名知於毛とあり。○大湯坐若湯坐とは、湯坐の由、惠と訓あり、雄畧天皇紀に、湯人此云、更衛とあり、是なり、湯坐の兒に湯を浴する、婦と聞えたり、其にどりて、惠と云義も、坐字を○所堅は、結び堅めしあり、万葉十五に、和伎母故我、牟須比思比毛波とよめり。○美豆能小佩とは、美豆の水穗、水垣かこの美豆なり、小佩の師説に、下紐なり、袁比母と訓へし、腰にまどふ故に、佩とも書るなり、とあり、然るべし。○誰解とは、先古は、凡て失婦互ひ、下紐を結び交して、又逢ふまで、他人には解せしと、契り堅めて、此と慎み重みせしあり、万葉十二に、

二人志て、結びし紐を、一人して、吾の解見し、直に逢ふまで、おほ多し。○兄比賣弟比賣、茲二女王の、此皇后沙本の比賣の御姪に坐り、さて此女王等の、處々に見えたるが、二柱には坐せ、其御名とも、處々ひとしからせ、猶下に論ふべし。○淨公民とは、公民の奴婢に對へて、良人を云稱にて、古書に多く見ゆ、續紀四十に、公民之徒、變作淨とは、種族の貴きを、云あるべし、抑古より、皇后には族の貴きを撰て、立賜ふこと申すも、さらかり、令の御制を考れば、皇后の次なる、妃二人さへ、とあり、品は親王の位なり、さて民と云は、下ぎまの賤き者に、限れる如く思ふめれど、然には非き、天皇の御上よりの貴人をも、押並て、公民と稱ことなり。○沙本比古王の比字は、毘の寫誤なるべし。○從とは、御兄の殺さるゝに、從ひ賜ひ

て、共に御亡坐るを云なり、上に燒稻城とあれハ、御兄弟共
に、其火中に於、御亡坐けむ

故率遊其御子之狀者、在於尾張之相津、二侯楹作二侯小舟而
持上來以、浮倭之市師池、輕池、率遊其御子、然是御子、八拳鬚、至
于心前、眞事登波受、此三字、故今聞高往、鶴之音、始爲阿藝登

比、自阿下四、爾遣山邊之大鶴、此者、令取其鳥、故是人、追尋其
鶴、自木國到針間國、亦追越稻羽國、即到且波國、多遲麻國、追廻
東方、到近淡海國、乃越三野國、自尾張國、傳以追科野國、遂追

到高志國、而於和那美之水門、張網、取其鳥、而持上、獻、故號其
水門、謂和那美之水門也、亦見其鳥者、於思物音、而如思、爾勿言
事、

其御子とは、本牟遲和氣御子を、云なり、○尾張之相津とは、

此地物に見え、今も聞え、尾張國、圖を考るに、春日部、郡
と唱ふるか、若然らば、アヒツを訛、○二侯楹ハ、杉なり、今尾

れるには、非るに、や、なほ尋ぬべし、○二侯楹ハ、杉なり、今尾
春日部、郡に、杉村あり、中島、郡に、二侯村あり、此等の内、若く
は、古の相津の地にて、此杉の由ある名には、あらぬに、や

○二侯小舟は、二侯楹以、作れるなれば、其一、木のかぎり、を、
二侯の隨に、鑿れる舟あるべし、○今按に、履中天皇、紀に、天
皇、泛二兩枝、船于磐余、市磯、池、

與皇妃、各分乘、而遊宴、とあるに、よれば、アヒツマ、マ、舟と云ハ、
二の舟の事なり、今も市師池と、輕池と、に、浮べて、とあれば、
作り、と、ことならむか、○市師池は、今も十市郡池、内村にあ

り、履中天皇、紀には、磐余、市磯、池とあり、○輕池ハ、上に、出た
り、今も輕村に在、と云り、○是御子の下に、伊て、ふ助辭を、讀
添べし、○八拳鬚云云ハ、出雲風土記に、阿遲須伎高日子命
の御事跡に、能似九る事あり、○眞事登波受とは、書紀に、譽
津別命、生云云、及壯而不言、とあり、事問ハ、物言と云ハ、同じ

万葉二に、御言不御問とも見ゆ、なほ多さて尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷、卷向珠城宮御宇、天皇品津別皇子生七歳而不語、云云後、皇后夢有神告曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女、吾未得祝若爲吾充祝人、皇子能言、亦是壽考、帝卜人覓神者、日置部等祖、建岡君卜食、即遣覓神時、建岡君到美濃國、花庶山、攀賢樹枝、造縵誓曰、吾縵落處、必有此神、縵云落於此間、乃識有神、因豎社、由社名里、後人訛言阿豆良里也、後、皇后とは、比婆須日女命なるべし、多具國の未考へず、ト人は、ト合の誤、花庶は、花鹿ならむ、○今按に、多具國は出雲風土記に、味鋌高日子根命之后、天御魂日女命、産多伎都比古命之時、來坐多吉村、而云云、とある、多吉村の、楯籠郡、楯籠郷に在て、今多久村と云よし、と云こと見えたり、○故風土記抄に見えたる、是ならむか、と云こと見えたり、○故今の今、字の爾を誤れるなるべし、○高往とは、虚空飛と云むが如し、○鶴之音の、多豆賀涅と訓べし、上代には鶴をも、

鶴をも、鶴をも、共に總て、多豆と云るなり、万葉三に、近江海八十之湊、爾、鶴、佐波二鳴、とある、此も多豆に、鶴字を書りて、此は、鶴なるを通りして、鶴と書るか、はた、ク、ヒなるを、ツと云るか、其差は、辨へがたし、何にまれ、訓は、ツツあるべし、○阿藝登比は、小兒の初語を云あるべし、阿藝の吾君にて、對へる人を指ていひ、登比の事問の間にて、言に同じ、○山邊の、姓に非き、大和國山邊郡の人なり、○大鶴の、大鷹なり、此人今、鳥を道廻りたるに、因てぞ、此名の負けむ、○自木國到針間國とは、倭より木國に到りしことと、言されとも、自木國と云、自から其意の、含めり、○越稻羽國の、和名抄に、因幡國邑美那、鳥取郷あり、○且波國多遲麻國は、神名式に、但馬國城崎郡久々比神社、養夫郡和奈美神社あり、此但馬も、網を張て捕むとせし、ま、和名抄に、丹後國竹野郡網野に、捕得たりとなるべし、

郷鳥取郷あり○追廻東方とは淡海の大倭より東方に
 れる國なればあり○自尾張國の三野の南に在て科野に
 續ける道次に非るに如此云るは鳥の翔行まに追る故
 なり○傳の都多比豆と訓べし歌などに鳥傳ひ浦傳ひ傳
 あど常よむことありふとの往たる處より即また異處に往を云なり○高志の
 上に出たり神名式に越中國婦負郡白鳥神社あり和名抄
 に同國新川郡鳥取郷あり○和那美之水門は高志の内
 何國にあるにか他に見えたることなり今越中國射水郡
 ありて其邊に鳥取○網の和名抄に罟置罟みな阿美と
 村と云ありと云ありあり和那美の網網なり此は網の一種あるべし○取其鳥
 而獻は書紀には鳥取造祖天湯河板舉遠望鶴飛之方追尋
 詣出雲而捕獲姓氏錄
 も同じ或曰得于但馬國とあり出雲風土記
 神門郡に來

食池と云あり内山風龍云此は鵜池に○於思物言而如思
 て此の故事に由れる名には非るか
 爾勿言事の此處諸本いさゝかづゝの異ありて同じから
 せ今の彼此と合せ擇て宜しとおぼしきに依れり訓の母
 能伊波牟登於母富斯豆於母富須賀基登伊比多麻布許登
 那迦理伎と訓べし於字爾字の訓がたし
 於是天皇患賜而御寢之時覺于御夢曰修理我宮如天皇之御
 舍者御子必眞事登波牟自登下三
 字以音如此覺時布半摩邇邇占相
 而求何神之心爾崇出雲大神之御心故其御子令拜其
 大神官將遣之時令副誰人者吉爾曙立王食卜故科曙立王
 令宇氣比白宇氣比三
 字以音因拜此大神誠有驗者住是鷲巢池之
 樹鷲乎宇氣比落如此詔之時宇氣比其鷲墮地死又詔之宇氣
 比活爾者更活又在甜白檮之前葉廣熊白檮令宇氣比枯亦令

宇氣比生爾名賜其曙立王謂倭者師木登美豐朝倉曙立王登美
音即曙立王菟上王二王副其御子遣時自那良戶遇跛盲自大
坂戶亦遇跛盲唯木戶是掖月之吉戶卜而出行之時每到坐地
定品運部也

覺の出雲大神の覺申給ふなり○修理我宮云云とは出雲
大神の宮の神代に天皇の御舎の如く造り奉じを今又か
く覺申給ふの書紀崇神天皇卷に六十年云云の事に因て
出雲臣等不祭大神而有間時丹波氷上人名氷香戶邊啓于
皇太子活目尊曰云云則勅之使祭とある此時をよりや
宮の壞れぬるをも修理ことなくてありけむ故本の如く
修理給へとあるべし○何神之心の御夢の覺の何神とも
知られざる故に占へ求むるあり○出雲大神の大國主大

神あり○令拜の袁呂賀麻斯米爾と訓べし常にチガムと
るあり日本紀私記に謂拜爲平云は口を省け
加無言乎禮加々無也とあり○吉の延那牟と訓べし余
加良牟の意なりさて此下に登字良那布爾と云言を加へ
て訓べし然らざれば語足ばき若くは訓の上なる令字又
の誤なり○曙立王の開化天皇の御曾孫にて大俣王の御子
なり○食卜の美宇良爾阿閑理と訓べし○有驗者の彼御
夢の御覺しの驗あらばなり○是鷲巢池は神名帳に大和
國高市郡鷲栖神社あり此地あるべし此社の大和志に在
四分村今稱鷲栖八
幡と云り池は今無
きよや尋ねべし○如此詔ハ此ハ天皇の勅命を以て宣
る宇氣比なる故にかく云り次なる又詔も同じ後世に勅
命を人に言聞するを宣と云
に同 ○宇氣比其鷲ハ此の宇氣比三字は後人のさかいら
に加へつる物なるべし○爾者の爾字も後人の加へつる

なるべし、故此をも、今ハ○甜白檮ノ之前ハ神名帳ニ大和國高市郡甘檮ノ坐神社あり、此地なり、前は此地丘なれば、其丘の岬なり○葉廣熊白檮ノ葉ノもの榮え廣どりて、隠りかなるを云、さて加斯を此記には、みな白檮と書り、書紀には多く檮と書き、また檮とも書て、此云柯之とあり、又古書に、檮字をも書たり○倭者師木登美豊朝倉の者ハ、決く誤寫なり、人名にあるべき辭にあらざ、若くハ老の誤か、故姑く淤由と訓つ、さて師木も、登美も、倭國の地名あり、上ニ朝倉も然り、此地の事ハ、朝倉宮段に云べし○菟上王ハ、隣立王の御弟なり○那良戸トは、那良ハ大和國添上郡にて、古の皇京の地なり、戸ハ家のみならず、海川にても、國にても出入る口を云、那良戸ハ、那良山を越て、倭國に入口なり、今、京にて、栗田口、丹波口、など云が如し

○遇跛盲ハ、阿斯那閉米志比阿波牟と訓べし、和名抄ニ、説文云、蹇行不正也、訓阿之奈閉ト見え、跛とも説文には、行不正也と注し、一書に足偏癢とも注せり、また思ふに此に云去にもあらむか、字書に、蹇を跛、甚者とも注し、兩足不能行也、とも注せられ、不能行者をも、アシナハト云つべし盲ハ和名抄ニ、盲和名米之比とあり、さて首途ニ、跛盲の行遇ふを、不吉として、忌嫌ふあるべし○大坂戸ハ、和名抄ニ、大和國葛上郡大坂郷と見え、神名式ニ、葛下郡大坂山口神社あり、葛上葛下ト、郡の異なるは、さて此戸ハ、河内國より、大坂山と越て、入戸なり、大坂山ハ、大和ト河内トの國界に在古ハ、事ト往來ト、大道なりしを、今ハさばかりの、大道には非ず、穴蒸越ト云て、葛下郡穴蒸村より、河内國古市郡飛鳥村ニ到り、古市などを經て、難波の方に通ふ道なり、さて其穴蒸村ニ並びて、逢坂村ト云あるハ、大坂村なるべきを、オ世誤て、逢字を書なるべし○木戸ハ、紀伊國より真土山

を越て、倭に入戸なり、今も其土峠とて、大和國宇智郡より、木國伊都郡に、越る大道なり○
 掖月の月字ハ、戸の誤と、師の云れたる、信に然なり、掖戸と
 は、此木戸ハ、西國に下るには、正面の直道には非きして掖
 方へ曲り行道なる故なり○ト而ハ、自那良戸と云より、吉
 戸と云まで、其占に出たる、趣なり○每到坐地とは、宿り賜
 ふ處、或ハ暫留り坐る處、なごを云なるべし○品運部ハ、本
 牟智別王の、御名を以て、負せたる部なり、和名抄に、大和國
 葛下郡品治郷保無因幡國邑美郡品治郷、安藝國山縣郡品
 治郷、備後國品治郡保牟品治郷、なごあり此等、倭より出雲
 國々なれば、此時に定
 まれる、名にやあらむ
 故到於出雲拜訖、大神還上之時、肥河之中、作黑標橋、仕奉假
 官而坐、爾出雲國造之祖、名岐比佐都美、飭青葉山而立其河

下將獻大御食饌之時、其御子詔言、是於河下如青葉山者、見
 山非山、若坐出雲之石碕之會、宮葦原色許男、大神以伊都玖
 之祝、大廷乎、聞賜也、爾所遣御伴王等、聞歡見喜而、御子者坐
 檳榔之長穗宮而、貢上驛使、爾其御子、一宿婚肥長比賣、故竊
 伺其美人者、蛇也、即見畏、遁逃、爾其肥長比賣、患光海原、自
 船追來、故益見畏、以自山多和此二字、引越御船逃上行也、於是
 覆奏言、因拜大神、大御子物詔、故參上來、故天皇歡喜、
 即返菟上王、令造神宮、於是天皇、因其御子、定鳥取部、鳥
 甘部、品運部、大湯坐、若湯坐、
 黑標橋とは、標字ハ、巢と同トければ、簀の意に、借れるなり、
 又以籾取魚曰標とも、字書に云れば、さて簀とは、常には、竹
 直に簀の義に、書るにもあるべし、
 編たるを、云細き木を、編並べて架たると、簀橋とい云ある

へし、黒とは、黒木なるを云なり、此は假宮、往來ふ料に、假に渡せる橋なり。○假宮ハ、書紀に、多く行宮と書り、和名抄、古本に、日本紀私記云、行宮、賀利美夜、今按俗云、頼宮とあり、文選、李善注、天子行所止、名曰行宮とあり、さて出雲風土記抄に、出雲郡、杵築郷の内に、假宮村と云あり、譽津別皇子の假宮を造れるよ。○仕奉ハ、凡て何事にて、も上の御爲にするをは、仕奉と云は、古言なり、此は、造ると云り。○岐比佐都美ハ、人名なり、岐比佐ハ、地名に依るか、都美ハ、山津見なるの、津美あり、出雲風土記に、出雲郡、神名火山云云、伎比佐と見え、同郡式外の社に、支比佐社と云あり、此人を祀れるに、やあらむ、加美とあるは、都美を能れる、あるべし。○青葉山とて、青葉なる樹とも、の生茂れる山を云、此は大御食献らむ時の御眺望の料に、其形状を假に、經營造れるなり。○石硯之曾宮とは、硯字ハ、坳と書ると同く、聞ゆ隈あり、

此宮は、何れの社を、申せるにか、詳ならん。○杵築、大社には、非出雲風土記に、神門郡、滑狭郷、郡家南西八里、須佐能袁命御子、和加須世理比賣命坐之、爾時、所造天下大神命、娶而通坐時、彼社之前、有磐石、其上甚滑也、即詔滑磐石、故云、南佐と見え、て抄に、奈賣佐社ハ、滑狭郷神西村あり、大穴持命と、須世理比賣とを、合祭る、俗に岩坪と云と云り、○葦原色内山、真龍云、これ石硯之曾宮ならむか、と云り。○葦原色許男大神ハ、此石硯之曾宮にて、殊に此御名を以て、祀れるるかるべし、さて今此皇子の、如此詔へるを以て、思へば、此りけむ。○大庭ハ、意富爾波と訓べし、大庭とは、皇宮にて、も官所にて、も、私家にて、も、門の内、殿の正面の、前の庭を云なり、さて古に、祝の大庭に、神祭のためか、さばに、賢木と建並、餅れる處の、有なるへし、故今も、其かと、問賜ふならむ。○檳榔之長穗宮ハ、地名と聞え、たれども、他に物に見え、出雲の國內には、あ、何處なり、げむ、詳からず、國人の説に、神門郡るべけれと、

るい、いか ○肥長比賣の肥、字音を用ひたるか、許延と訓べ
 きか、定め難し、故姑く舊訓に従へり、名義未思得ず ○蛇の、
 此の遠呂智と訓べし ○自船ハ、今世の言に、船にて行、馬に
 て行、歩にて行、と云を、雅言には、みな用理と云り、○山多和
 とは、契中が河社に、今も、山里の者の、山の低く、たわみたる
 やうの處を、多和と云なり、と云り ○引越御船とは、御船と
 陸地に上て、挽て山の多和、あなたへ越すを云、欽明天皇紀
 年秋七月に、高麗使の近江に到りし時に、船を難波より仕
 立て、陸路より引來て、狹々波山を引越て、近江の湖に、遣せ
 ること、見さて、今、皇子の逃賜へる海路ハ、出雲郡楯縫郡邊
 えたり、の北の大海を、東方へ物と賜へるを、蛇も船より、追迫れる
 故に、御船ながら陸に上奉て、楯縫秋鹿郡のあたりの山を、
 南へ引越て、其南の入海に、また御船を浮べて、なほ入海を、

東へ逃上り、賜ひとあるべし ○大御子の、此にのみ、大てふ
 辭を添て、申せるハ、大御父天皇に、奏す詞なれば、なるべし
 ○返菟上王とは、再び出雲國へ、遣すなり ○令造神宮ハ、杵
 築官なり、抑も向に、此大神の御覺しに、修理我宮云云とあ
 り、其より先に、御子を參拜まじめ、賜はむことハ、然も有べけ
 れど、誠有驗者として、ウケヒ試またまひ、さて今かく驗あり
 し、報命を聞賜ひて、後に此宮造奉、賜ふを見れば、初に御覺
 を疑ひ所思え、ハがごと思はる、故按ふに、彼肥長比賣の蛇
 形を現して、御子を追奉し、若くハ此御疑ひを、大 ○鳥取
 神の怒らせ、御所行にもやありけむ、あなかしこ
 部ハ、彼、鶴を捕得し人ハ、鳥取造と云姓を、賜へるのみに非
 ざ、其事に因て、此部と定めらるゝなり、さて彼、鳥取造ハ、其
 なる ○鳥甘部ハ、書紀には、鳥養部と作り、云養に、多く甘字
 を用ひたり、此記書紀、其和名抄に、大和國添下郡鳥貝、止利
 他の書どもにも、多かり、

郷あり、此外にも、鳥養て○品運部の上に既に出づ○大湯

坐若湯坐、これも上に既に出づ、但し上なるの、此御子を治

あるの、其よ因て、また別に、其名を貸天武天皇紀に、十三年

十二月、大湯人連、若湯人連、賜姓曰宿禰、と見え、姓氏録に、若

湯坐宿禰、石上同祖、若湯坐連、贈杵磯丹杵穗命之後也、とわ

りて、大湯坐宿禰の無し、和名抄に、上総國周准郡湯坐郷あ

又隨其後之白喚、上美知能宇斯王之女等、比婆須比賣命、次弟

比賣命、次歌凝比賣命、次圓野比賣命、并四柱、然留比婆須比

賣命、弟比賣命、二柱、而其弟王、二柱者、因甚凶醜、返送本土、於

是圓野比賣、慚言同兄弟之中、以委醜、被還之事、聞於隣里、是

甚慚而、到山代國之相樂時、取懸樹枝而欲死、故號其地謂

懸木、今云相樂、又到弟國之時、遂墮峻淵而死、故號其地

謂墮國、今云弟國也。

歌凝比賣命はたゞ此に出たるのみにして、前にも後にも、

また書紀にも、凡て見え、故思ふに、此の圓野比賣の、一名

あるを誤りて、別に一柱とせる傳なり、其由は、次々に委く

云べし、名意の奇偉心なるべし、武烈天皇紀も、奇偉○圓野

比賣命の上に眞砥野比賣命とあり○并四柱は、此女王等

の御名の事いと紛はし、先伊邪河官段に、始て見えたる所

には、比婆須比賣、次眞砥野比賣、次弟比賣、次朝廷別王、四柱と

あり、女王は三次に此御段の初には、娶水羽洲比賣命、生云

云又娶其弟沼羽田之入毘賣命、生云云、又娶其弟阿邪美能

伊理毘賣命、生云云とあり、三柱次に、彼後の白賜へる處に

ハ、兄比賣、弟比賣、二女王とあり、また書紀には、喚丹波、五女納於掖庭、第一曰日葉酢媛、第二曰淳葉田瓊入媛、第三曰真砥野媛、第四曰齋瓊入媛、第五曰竹野媛とありて、唯竹野媛者、因形委醜、返於本土と云り、右各其名も數も、次第も異ありて、一しからき、故熟考ふるに、比婆須比賣命ハ何處も皆同く、次に弟比賣とあるハ、別に一柱の名には非き、姉を論なり、次に弟比賣とあるハ、別に一柱の名には非き、姉を兄比賣と云に對へて、妹なるきは、幾人にて、弟比賣と稱るなり、然るを伊邪河宮段と、此とには、圓野比賣を、別に擧たるは、圓野比賣ハ、本土に返され賜ひて、離れたる一柱なればぞかし、殊に其人の事を、次云處は、かくて凡ての次第ハ、書紀の如くにて、第一比婆須比賣命、第二沼羽田

之入毘賣命、第三圓野比賣命、第四阿邪美入毘賣命にて、并四柱なるべし、さて書紀には、右の四柱の外に、竹野媛あり、の、歌凝比賣と同じく、圓野比賣の一名なりしが、紛れて別に、一柱とは、なれるなるべし、其、紛れハ、伊邪河宮段に、丹波大縣主の女、竹野比賣と云あるが、歌凝のヨコと、竹野のヨコと、音通へるから、彼此によりて、歌凝比賣てふ名の、紛れるなるべし、○喚上の師の米佐宜と訓れたるに、從ふべし、○留比婆須比賣命、弟比賣命、二柱とは、弟比賣命と云を、一柱とせる、誤なり、○弟王、二柱とは、歌凝比賣と、圓野比賣とを、別人とせし、誤なり、書紀にも、本土に返され賜ひしハ、たゞ一柱なるをも思へ、○慚言の慚字讀べからせ、○同兄弟ハ、淤那士伎波良加良と、訓べし、○隣里ハ、知加伎佐刀と訓べし、またトナリノサトと、訓むも、惡しからじ、但しトよ付て、云ことなるを、國里なり、○取縣ハ、延佳が登理佐賀理とに云り、轉れるものなり

と訓るぞ宜き○今云相樂佐加郡の和名抄に山城國相樂佐加郡相樂佐加郡とある是あり○峻淵の峻峻を誤れるか布布迦伎迦伎と訓べし○墮墮ハ於知伊理豆伊理豆と訓べし○弟國弟國ハ和名抄に山城國乙訓於止郡とある是なり

又天皇以三宅連等之祖名多遲麻毛理遣常世國令求登岐士玖能迦玖能木實自登下八故多遲摩毛理遂到其國採其木實以綬八綬矛八矛將來之間天皇既崩爾多遲摩毛理分緦四緦矛四矛獻于大后以緦四緦矛四矛獻置天皇之御陵戶而擊其木實叫哭以白常世國之登岐士玖能迦玖能木實持參上侍遂叫哭死也其登岐士玖能迦玖能木實者是今橘者也

三宅連ハ姓氏錄右京諸蕃新羅部に三宅連新羅王子天日杵命之後也とあり此姓もとの地名より出たるかまた屯倉倉に由れるか詳ならず天武天皇紀に十三年十二月三宅連賜姓曰宿禰と見ゆ○多遲麻毛理ハ新羅國より參來つ

る天日杵の玄孫にて其世系あと明宮段末に見えたり此の事其處に云べし○常世國ハ上卷に出て云る如く皇國を遙に放離てたやすく往還ひがたき國を泛く云稱あり此ハ新羅國を指て云るなるべし○登岐士玖能迦玖能木實ハ書紀に非時香菓とありて香菓此云箇俱能未とあり訓注能の二字を脱せる登岐士玖とは書紀の字の如く時ならぬを云さて橘子を然云故ハ此菓ハ夏より成て秋を経て冬の霜雪にも能堪へまた探て後も久しく腐敗れず時ならぬ頃にも有物あれハあり迦玖ハ書紀に書れたる如く香のこといハカクと云ることハ未開ハバクノ意ハ詳○緦八

纒矛八矛とは、纒の加宜と訓べし、万葉二に、山蔭影爾所見
 乍、また十三に、雲聚山蔭、また十四に、夜麻可都良加氣、など
 ある是なり、持統天皇紀に、以華纒進于殯宮、此曰御蔭、とも
 見えて、此の加宜も、蔭の意あればなり、さて此に、纒と云る
 の、蔭橘子と云物、矛と云るの、矛橘子と云物なり、其の内膳
 式、橘子四蔭、また橘子廿四蔭、梓橘子十枝、また橘子三十
 六蔭、梓橘子十五枝、掬橘子一斗、また橘子四十五蔭、掬橘子
 二斗二升五合、などある是なり、此の各一種の、橘の名には
 まの異なるなり、其状のいかりけむ、詳ならねと、今其名に就て
 按ふに、蔭橘子とは、枝ながら折探て、葉も付ながらあるを、
 云あるべし、梓橘子とは、同じ枝ながら折たると、葉をば皆
 除き去て、實而已書たるを、云なるべし、掬橘子と云は、落た
 るを拾取たる名に

て、枝も葉も、付ヒキチケキツルアヒニ ○將來之間の、書紀の年紀に依るときは、往
 ざるを云なり ○將來之間の、書紀の年紀に依るときは、往
 てより還れるまで、十一年なりき ○既の、波夜久と、師の訓
 れたる、宜し ○大后の、皇后なり、此の比婆須比賣命を申せ
 り、書紀には、此大后は、既く三十 ○御陵戸の、美波加能斗と
 訓べし、戸の前と、云むが如し ○叫哭の、万葉九に、仰天叫於
 良妣云云、とあるに依て訓り、書紀には、オラヒ 淤羅夫の、大
 聲を揚て、哭叫あり ○叫哭死也の、叫哭ひ隨に、死たるなり、
 釋紀に、天書第六曰、景行天皇二年云云、丹馬物里、歸獻云
 云、旬旬啼泣、拜陵與死、景行哀其忠、里勅葬、陵邊とあり、○
 橘は、和名抄に、橘、和名太知波奈とあり、此名、將來つる人
 の名に因て、多遲麻花と云なるべし、さるの、此、持來たる實
 出て、初て花の咲たる時に、マヂマ花と、古の、花をも實をも、
 呼ぶゆゑしが、遂に名とは、なれるならむ、古の、花をも實をも、
 殊に賞え物にて、万葉卷々に、歌をも甚多き中に、六に、橘花

者實左倍花左倍其葉左倍枝爾霜雖降益常葉之樹とも詠
り或説に昔の橘は今の蜜柑なり今世に別に橘とてある
と云物なり非ずといひまた或説には昔の橘は即ち今も橘
に世に多く弘まり後に渡來つる物なるを味の勝れる故
になれり多く弘まりと云り橘の劣れる故にけあされて自
いづれよけむ定めがたし

此天皇御年壹佰伍拾參歲御陵在菅原之御立野中也

御年ハ書紀には百四十歳とあり立御間城姫爲皇后先是
后生活目天皇とあるに依れば册○菅原之御立野ハ書紀
ハ百七十歳餘にも及び給ふべし
には葬於菅原伏見陵とあり諸陵式に菅原伏見東陵纏向
珠城宮御宇垂仁天皇在大和國添下郡兆域東西二町南北
二町陵戸二烟守戸三烟と見ゆ菅原ハ神名帳同郡に菅原
神社あり今も菅原村ありさて此御陵を書紀に伏見とあるハ疑
はら其故ハ續紀六に靈龜元年夏四月櫛見山陵生目入日
子伊佐知

天皇之陵也 充守陵三戸伏見山陵穴穂天皇之陵也 四戸とあれハあり

また此記に御立野とあるハ他書に見えぬ地名なりさて
此御陵ハ大和志に在賢來村東と云り俗に蓬來山と云て
て廣く大ある池周れり地ハ齋音寺村にて奈良より一里
餘西方なり菅原村も近し○今按に御陵墓課にて定めら
れたるも齋音寺村とあり

又其大后比婆須比賣命之時定石祝作又定土師部此后者
葬狹木之寺間陵也

時とは薨坐し時と云ことあるを薨と云ざるハ古文なり
○石祝作の祝字ハ棺の誤なりと師の云れたる信に然る
べし伊斯紀都玖理と訓べし和名抄に四聲字苑云棺所以
盛屍也和名比止岐とありヒツキと云はヒトまた常には
紀とのみも云り奥津城などの城なり比登岐とは人屍を納るハ故

に云なり書紀神代卷に被_レ可以爲_レ顯見蒼生奥津棄尸將臥
之具とあるに依るに内棺の上代より木以造れりと見ゆ
れば此に石棺とあるの外櫛なるべし姓氏錄左京に石作
連火明命六世孫建真利根命之後也垂仁天皇御世奉爲皇
后日葉酢媛命作石棺献之仍賜姓石作大連公也と見ゆ石
を造る工は世に舊よりも有つらむを此御世に更に其部
を定められたるなり此御世に始めて石棺を作れりと云
にはあ○土師部の波邇斯辦と訓べし和名抄國々の郷名
の土師多く波爾之とあればなりさて斯とは土物を造る
者と云ことにて爲の意なり凡て工人の属に某師と云み
某師と云こと多きに因て即其師字をさて土師の事ハ書
用ひたるのみなり字音よはあらず
紀に皇后日葉酢媛命薨臨葬有日焉天皇詔群卿曰從死之
道前知不可今此行之葬奈之爲何於是野見宿禰進曰夫君

王陵墓埋立生人是不良也豈得傳後葉乎願今將議便事而
奏之云云取埴以造作人馬及種々物形献于天皇云云則其
土物初立于日葉酢媛命之墓云云天皇厚賞野見宿禰之功
云云因改本姓謂土部臣と見えて野見宿禰は本姓出雲臣なり是より後
土物のみならず凡て凶禮陵墓の事ハ此土師連の掌ること
となれり職員令諸陵司下に土部十人掌贊相凶禮とあ
り天武天皇紀に十三年十二月土師連賜姓曰宿禰と見え
姓氏錄右京に土師宿禰天穗日命十二世孫可美乾飯根命
之後也また山城に土師宿禰天穗日命十四世孫野見宿禰之
後也とあり或書に野見宿禰ハ可美乾飯根命の類聚三代
格に延喜十六年四月太政官符に應停土師宿禰等預凶儀
事云云是より此氏の凶禮陵墓の事を掌ること停たり○

狹木ハ、和名抄に、大和國添下郡佐紀郷、とある是かり、此地
無し、今の超昇寺村、常福寺村、山陵村、
あとのあたり、佐紀郷の地たるべし。○寺間ハ、此地名他書
に見えき、今も聞、此御陵ハ、大和志に、添下郡日葉酢媛命墓
在常福寺村、と云り

古事記傳卷八之終

